

8B-6
no. 11



年少労働海外資料第三三号
昭和三十六年五月

西ドイツ年少労働保護法

労働省婦人少年局



埼玉婦人少年室

年少労働保護法 (一九六〇年八月九日)

目次

第一章 総則	
才一条 適用範囲	1
才二条 児童及び少年の概念	2
才三条 使用者	2
才四条 労働時間の概念	2
才五条 二人以上の使用者に使用される場合の労働時間	3
才六条 労務上の義務	3
才二章 児童労働	
才七条 児童の使用禁止	3
才八条 労事における除外例	3
才九条 禁業に関する除外例	5
才三章 少年の労働時間	5
才一節 一般的规定	5

才一〇条	労働時間の限取	5
才一一條	監督官方による除外例の許可	6
才一二條	時間外労働手当	7
才一三條	実業補習学校	7
才一四條	休 憩	8
才一五條	一日の余暇	9
才一六條	夜間休息	9
才一七條	当座日前の早仕舞	11
才一八條	日曜日の休息	11
才一九條	休 暇	13
才二〇條	緊急の場合における除外例	15
才二一條	才一〇条乃至才二〇条の適用範圍	16
才二條	室内労働に關する規定	16
才二二條	少年家内労働者	16
才二三條	家庭 (Familienhaushalt) に關する規定	18
才二四條	適用範圍	18
才二五條	労働時間の限取	18

才二五條	休 息	15
才二六條	午後の余暇	15
才二七條	日曜日の休息	16
才二八條	その他の規定	17
才四節	農業に関する規定	17
才二九條	適用範圍	17
才三〇條	労働時間の限	20
才三一條	夜間休憩	20
才三二條	日曜日前の早仕舞	20
才三三條	日曜日の休息	21
才三四條	その他の規定	21
才五節	内水水運に関する規定	21
才三五條	労働時間	21
才三六條	航行中の除外例	22
才三七條	危険作業	23
才三八條	出系高作業及び廃水作業	24

才三九条 一定の者による使用の禁止

才五章 使用者のその地の義務

才四〇条 健康及び勞働力の保持に対する配慮

才四一條 危険に関する告示

才四二条 家庭

才四三条 禁戒の禁止

才四四條 アルコール飲料及びタバコの喫等の禁止

才六章 健康管理

才四五条 医師の診断

才四六条 診断の実施、診断書及び通知

才四七条 診断書の保存

才四八条 診断書等の干渉

才四九条 診断のための余取

才五〇条 診断に要する経費

才五一條 医師相互間の通報

才五二条 経過規定

才五三条 权限の委任

32 32 31 31 31 30 29 28 28 28 27 27 26 25

二の法律の実施

才一節	捕系及び名録	32
才五〇条	法律の補付け及び労働時間に関する罰示	33
才五五条	少年の保護	34
才五六条	その趣い等録	34
才五七条	歌謡及び演劇経営に関する特別規定	34
才五八条	名録の別覧 第一様式	35
才五九条	報告 名録の呈示	36
才二節	監 査	36
才六〇条	監査官庁	36
才六一條	監査官庁による年少者の連行	37
才六二條	公法上の事由による除外例	37
才六三條	除外例の許可	37
才三節	年少労働保護委員会	38
才六四條	委員会設置	38
才六五條	委員会の任務	39
八章	犯罪及び秩序違反	39

才六六条	死罪	39
才六七条	秩序違反の犯罪	40
才六八条	秩序違反	42
才六九条	代表者及び受任者の犯罪及び秩序違反	43
才九章	血族関係にある児童及び少年	44
才七〇条	概念	44
才七一條	除外例	45
才一の章	並則	45
才七二条	執行法規の改正	45
才七三条	各州の休暇規則	46
才七四條	ベルリン州における適用	47
才七五條	ザール州に関する特別規定	47
才七六條	施行法規の廃止	47

連邦議会は、連邦参議院の同意を得て、次の法律を議決した。

第一章 総 則

第一条 適用範圍

(1) この法律は、児童及び少年の使用で、次の各号に掲げるものに、これを適用する。

1. 徒弟、短期雇員、労働者、社員、実習生及び無給見習としての決用

2. その他の労働で、徒弟、短期雇員、労働者及び職員の労働に類似するものへの使用。但し暫時的に与えられる臨時の、輕微な補助を除く。

3. 家内労働者としての使用

(2) 次の各号に掲げるものはこれを除外する。

1. 主として教育、訓練、又は学校の授業と目的として行われる使用

2. 家族 (Familienhelfer) 及び妻妾 (オニル条) における血族關係に

ある児童及び少年 (オニル条) の使用

(3) この法律は、一九五七年七月二十六日の船員法 (連邦法律公法、オニル七一三頁)

オニル条にいう乗組員としての船舶の船内における使用については、これを適用しない。

オ二条 児童又は少年の概念

(1) この法律で児童とは、次の各号の一に該当する者をいう。

1. まだ全日制 (*Volkschulunterricht*) 学校就学義務年令に満たない者、又はなおその義務を了えていない者

2. かかる学校就学義務のない者又はその義務を免除されている者にあつて、まだ一回大に満了していないもの

(2) この法律で少年とは、まだ一八才に満たないその他のすべての者をいう。

オ三条 使用者

オ一条オ一項に定めるように児童又は少年を就労する者は、この法律でいう使用者

(*Abschleichen*) とみなす。

オ四条 労働時間の概念

(1) 一日の労働時間とは、休憩(オ一條オ二項)を除き労働の開始から終了までの時間をいう。一週間の労働時間とは、月曜日から日曜日まで(日曜日を含まない)の労働時間をいう。

(2) 鉱業における坑内については、在坑時間は、労働時間とみなす。在坑時間は、竖坑における入坑の際の捲揚鋼索の運動開始から出坑の際のその運動再開に至るまで又は同様の被用者の坑道入口に入る時なら出て来る時までの時間を計算した

そのとする。

第五条 二人以上の使用者に使用される場合の労働時間

(1) 少年が二人以上の者に使用される場合には、その使用は合計して、労働時間の許容された限度を超えてはならない。

(2) 少年が、異なる規定の適用を受ける二種以上の労働に使用される場合には、その中の主たる使用に適用される労働時間に関する規定を全使用に適用する。

第六条 私法上の義務

この法律及びこの法律に基づいて発せられた規則によつて使用者が負う義務は、同時に、労働関係から生ずる被用者に対する使用者の義務とみなす。但し、労働契約による定めのためとするに適しないものは、この限りでない。

(3)

第二章 児童 労働

第七条 児童の使用禁止

児童の使用は、これを禁止する。

第八条 行事における除外例

(1) 監督官庁は、演劇、演劇、その他の興業並にラジオ放送、テレビ放送及び映画撮影において三才以上の児童を、一日について三時間以内、単なる助演に使用するこ

とを許可することゝなる。但し、寄席、ギヤバレー、ダンスホール、曲馬場及びこれらに準ずる營業、遊技的行事並びに遊園地、大市、年の市及びこれらに準ずる行事については、この限りでない。監督官庁は、寄席又は曲馬場において、六才以上の児童を一日について二時間以内、父又は母と共に演ずる芸術的演技に使用することを許可することゝなる。

(2) ニ三時以後の児童の使用は、これを禁止する。使用の終了後、少くとも継続一四時間の余暇を児童に与えなければならぬ。

(3) 第一項の規定による使用は、人的保護者 (*der Personensorgeberechtigte*) の申請又はその書面による同意のある場合であつて、児童を芸術的演技に使用する場合を除いては、文化的重要な目的に児童の助成を必要とし、児童の健康を保護し児童に対する風紀上の危険を防止し、及び児童を専門的知識をもつて、看護、監督するため必要な予防措置が講せられており、且つ学校における学習の進捗が阻害されないときに限り、これを許可することゝなる。監督官庁は、児童を使用し得る時間及び時刻を定める。さらに監督官庁は、休憩、事業場に日々滞留し得る時間の最大限度及び日曜日、法定休日における使用について定める。

(4) 許可は、使用者に文書で、これを通知する。許可決定書の交付後、はじめて、児童の使用を開始することゝなる。

第九条 農業に關する除外例

(1) 十二才以上の児童は、農業（オニル条）において、軽易な、児童に適する補助作業に、これを使用することゝなでさるゝ。かかる補助作業は、常時とはなく、たとへば、このみ、これを行わせることゝなでさるゝ。

(2) 児童は、一八時から八時までの間、学校の授業前及び日曜日、法定の休日に、これを使用してはならない。

第三章 少年の労働時間

第一節 一般的規定

オ一の条 労働時間の限界

(1) 少年の一日の労働時間は八時間を、一週間の労働時間は、一六才未満の少年に於ては四時間を超えてはならない。

これは四時間と、一六才以上の少年については四時間を超えてはならない。

(2) 鉱業の坑内で使用される少年の一日の労働時間は八時間、連続する四週間におけるその労働時間は一六八時間を超えてはならない。

(3) 被用者が一括して長時間の余暇を得るために、休日（引續いて平日の労働をしない場合には、休業する労働時間は、当該休業日の属する連続五週間の平日に、これを配分することゝなでさるゝ。但し、この五週間の平均して一週間の労働時間が一六

才未滿の少年については四時間、一六才以上の少年については四時間を超えてはならない、この場合、一日の労働時間から時間半を超えてはならない。

- (4) 少年の労働時間は、一日についても、一週間についても、少年の雇用されている経営又は経営部門の雇入使用者の通常の労働時間を超えてはならない、ただし雇入使用者の通常の週間労働時間から四時間未満である場合は、この限りでない。

- (5) 法定の休日があるために休業する労働時間は、当該週の週間労働時間に算入される。

ホー一条 監督官庁による除外例の許可

- (1) 監督官庁は、次の各号の一に該当する場合には一六才以上の少年へ募集の坑内を
使用される者を除くことについて、前条に規定する労働時間に対し、最大限一日につ
いて一時間及び一週間について三時間の超過を許可することゝする。

ノ その労働時間な原則として大部全非禁労働時間であり、且つ、そのために雇入被
前者の労働時間が延長されているとき。

2. 公益上の緊急の事由に基づくととき又は許可しなければ当該経営について、不当
で重大な損害の生ずるおそれがあり、且つ、他にこれを防止すべき手段のないと
き。

- (2) 前項ホニ号の場合の超過は、一暦年における最高三〇分について、これを許可す

ることかできる。

オ一ニ条 時外間労働手当

(1) 前条オ一項オ一号及びオ二〇条の場合を除き、少年の時外間労働に対しては、通常の労働報酬の外に少くとも一〇〇分の二五の割増を支払わなければならない。徒弟又は短期見習たる少年に対しては、各時外間労働一時間につき月間報酬の少くとも一〇〇分の一で、且つ、六ロトイツマル以上を支払わなければならない。

(2) 時外間労働が同時に日曜日労働である場合には、割増額は少くとも一〇〇分の二五とする。

徒弟又は短期見習たる少年に対しては、この條の各一時間につき月間報酬の少くとも一〇〇分の二で、且つ、一、ニロトイツマル以上を支払わなければならない。

(17)

オ一三条 実業補習学校

(1) 使用者は、少年に、法定の実業補習学校就学義務を履行するために必要な時間を与えなければならぬ。凡時前に始まる授業の前に少年を任用してはならない。授業時間、休憩時間を合めて六時間以上に上る実業補習学校日には、少年を労働から完全に解放しなければならない。

(2) 実業補習学校における授業時間は、休憩時間を合めて、労働時間には通算される。その場合、授業時間が休憩時間を合めて六時間以上に上る実業補習学校日は、少年

なその日に休業補習学校に出席しなかつたとすれば、初いたをものと認めらるる労働時間によつて通算される。但し、その労働時間を授業時間より少しとせば、授業時間による。

- (3) 休業補習学校に出席することによつて、賃金上の不利益を生じしめなければならない。
- (4) 前三項の規定は、一八才以上の者で、なお実業補習学校就学義務のあるものに、これを準用する。

ホー四条 休憩

- (1) 少年には、労働時間が四時間半を超える場合においては、その定める相当な時間の休憩を一回又は二回以上与えなければならない。休憩時間については、次のとおりでなければならない。

一、労働時間が四時間半を超え六時間以内の場合には三十分

二、労働時間が六時間を超える場合には六十分、少年は休憩所としての休憩四時間半を

超えてこれを使用しなくてはならない。十五分以上の労働停止に限り、これを休憩とみなす。

- (2) 鉱山の坑内で使用される少年の場合には休憩は少なくとも五分でなければならない。その休憩は予め定めらるることを要しない。

- (3) 事業場内に常時一〇人を超える少年を雇用していゝ近接及び近接所においては、

休憩の用に供するため少年用の特別の休憩室を用意せねばならぬ。その他の
経営及び事務所においては、できるだけ特別の休憩室又は暖室においてはその休
憩場を用意するものとする。少年が作業場内に滞留することは、これらの作業場
におけるものが休憩中完全に停止され、且つ、必要な休養が妨害されない場合に限り、
これを許可することができる。前三段の規定は、店內については適用しない。

(4) 監督官庁は、重大な事由のあるときは少年保護の趣旨に反しない限り、前三項の
規定の例外を許可することができる。監督官庁は、労働の困難度、その施設用、少
年の健康に及ぼす影響により必要ありと認めるときは特定の種類若しくは経営部門
又は一定の労働について才一項及び才二項の規定を超える休憩を命ずることを出来
る。

才一五条 一日の余暇

一日の労働が終了した後、少くとも継続一時間余暇を少年に与えなければなら
ない。

才一六条 夜間休息

- (1) 少年は、二時から六時までの夜間に、これを使用してはならない。
(2) 旅館、飲食店及びその他の宿泊施設においては、十六才以上の少年を二時まで
使用することができる。

(3)

一九三六年六月二九日のパン製糖株式會社の子製造業における一定の期間に用する法律（ドイツ國法律公法第一五二頁）に該当する経路において児童教育上その必要なる場合で、一九三六年六月二九日の法律により夜間におけるパン及び菓子類の製造が許可されているときに限り十六才以上の男子少年を夜間に使用することゝする。

(4)

文藝勤務制の経営においては、十六才以上の少年を一週間又は二週間毎に規則的に交替させて二三時迄使用することゝする。

(5)

監督官庁は、演劇、演劇、その他の興業並びにラジオ、テレビの直接放送および映画撮影において、助演に少年を二三時まで使用することを許可することゝする。但し、父又は母と共演する芸術的演技に使用される少年の場合を除き、一九五七年七月二七日改正の公共の場所における年少者の保護に関する法律（連邦法律公報第一五八頁）第五條により少年の入場が許されず、客席、キヤベレー及びレゾニエー並に公共の場所における年少者の保護に関する法律（連邦法律公報）第八條に同じて禁止せられた法規命令の意味における催物については、この限りでない。使用は健康を保護し及び風紀上の危険を防止するための充分な予防措置が講せられている場合にのみ、これを許可することゝする。使用が終了した後は少くとも経統一四時間の余暇を少年に与えなければならぬ。

(6) 監督官庁は、使用者が真弊な商標に似せられる経路において少年を収容し五時からの
使用することを許可することとすることができる。

カ一七条 日曜日前の早仕舞

(1) 土曜日、十二月二十四日及び十二月三十一日には、十六才未満の少年を十四時以後に
使用してはならない。交番判にしろない経路における一六才以上の少年についても、
同様とする。

(2) 前項の規定は、当該経路部門において土曜日の午後には少年を使用すること、かその
土地の慣習となつてゐる限り、交通業、自動車修理工場、旅館、飲食店、その他
の宿泊施設、菓子製造業、理髪店、診療施設、洗染、演劇その他の公共の興業、ラジオ、
及びテレビの放送、映画撮影、公開販売所、市場取引及び運動競技の補助には、こ
れを適用しない。さらに、左の規定は、機械運搬を含む搬出に少年が使用される場
合に限り、鉱業にも適用しない。

(3) 毎月少くとも土曜日の午後には、使用を止めなければならない。

(4) 前二項の規定に基づいて使用される少年には、当該週又は翌週の他の日において
十四時から労働を止めさせなければならない。

カ一八条 日曜日の休息

(1) 日曜日及び法定の休日には少年を使用してはならない。

(4)

前二項の規定に基づいて日曜日、休日の使用される少年には、その使用が四時間以内の場合は当該休日前の六平日又は休日後の六平日のうちの一日に一四時から、使用が四時間を越える場合は、当該休日前の六平日又は休日後の六平日のうちの一日に全日労働を止めさせなければならぬ。少年に前段の規定によつても前条が四項の規定によつても、午後之余暇を与えなければならぬ場合においては、その各々に代えて平日にそれ、それ全日の余暇を与えなければならぬ。なおオ一級の規定による余暇は、オ一とオ二の規定による早仕舞日にこれを与えてはならぬ。

(5)

日曜日、休日の労働に対しては、通常の労働報酬の最底一〇〇分の五〇の割増を少年に支給しなければならない。徒弟及び短期見習である少年に対する割増は、各時間につき月間報酬の一〇〇分の一以上で、且つ、六〇トイスマルクをふやさない額とする。割増及び最底報酬については、労働協約で、更に低率その他の別段の定めをすることかてきる。日曜日労働と同時に時間外労働である場合の報酬については、オ一とオ二条オ二項の規定によるものとする。

オ一九 後 休 暇

(1) 使用者は少年を三カ月以上継続して使用したときから各休暇年度毎に、少年が休暇をとらなかつたとすれば、受けたであらう報酬を休暇中も支給して、少年に休暇を与へなければならぬ。

休暇期間分の報酬（休暇給）は、休暇の開始前に支払われるべきものではない。休暇期間についてはその間の現物給の代りに、それに相当する現金を支払うなければならない。

(2) 休暇は、最低二十四平日、区内で使用される少年について四十八平日とする。休暇年度内における少年の使用期間が六カ月を超えない場合には、完全なる使用を旨にすべきものの十二分の一の休暇を支払うなければならない。

少年が、使用期間六カ月以上に達した後に自己の過失により、即時解雇を正当なものとする理由に基づいて解雇された場合、又は少年が正当な理由なくして期間前に使用関係を解除した場合も、同様である。前二般の場合において、少年が既に所定の日数を超える休暇をとつてゐるときは、付喪給の返還を請求することはできない。

(3) この法律による休暇は、毎年の当初において十八才に満たない被用者に対しては与えなければならない。

(4) 休暇は、一括して、職業補習学校生徒にあつては職業補習学校が休暇中に、これを与えるものとする。休暇が職業補習学校の休暇中に与えられない場合には、次期間以上の職業補習学校日（オーストラリア第一項第三段）を一日として、その一日の休暇を支えなければならない。休暇は、遅くとも休暇年度の終了後三カ月以内、これを与えなければならない。

(5)

休暇中に少年は、休暇の目的に反する営利的労働を行つてはならない。

(6)

使用が終了したために、もはや休暇の全部又は一部を与えることとすべき場合
には、休暇に対する補償を行わなければならない。但し、少年が自己の過失により、

即時解雇を正当ならしめる理由に基づいて解雇された場合、又は少年が正当な理由な
くして期限前に使用関係を断絶した場合は、この限りでない。

(7)

休暇が、当該休暇年度分として既に与えた休暇と合算すれば二十四日を、歳内労
働については二十八日を越える限りにおいて、又は少年が当該休暇年度分として既
に前項の規定による休暇補償を受けている限りにおいて、休暇を与へることを要
しない。

(8)

前記の規定で休暇年度とは、暦年をいう。休暇年度については、労働協約で別
段の定めをすることとできる。

オニの条

緊急の場合における除外例

(1)

オ一の条及びオニの条乃至オ一八条の規定は、緊急の場合における猶予とさるゝ
一時的作業への少年使用については、成人被用者を雇用することとすべきない限り
において、これを適用しない。使用後は、かかる作業の着手について、遅滞なく、監
督官庁に届出なければならぬ。

(2)

前項の場合において時間外労働が行われたときは、労働時間を相応に短縮するこ

とにより以後の三週間にこの時間外労働を補正しなければならない。但し、経営上の事由により、かかる補正ができない場合は、この限りでない。時間外労働の補正は右の期間内に行われなければならない場合には、ホニニ条の規定によつてこれを補償しなければならない。

ホニニ条 ホニニ条乃至ホニニ条の適用範囲

ホニニ条乃至ホニニ条の規定は、家内労働、家庭、養育及び内水運業における少年の使役について、ホニニ条乃至ホニニ条にその旨の明示の規定がある場合限り、これを適用する。

ホニニ条 家内労働に関する規定

ホニニ条 少年家内労働者

一九五二年三月一四日の家内労働法（連邦官報ホニニ条一頁）ホニニ条ホニニ条にいう家内労働者たる少年の休暇については、次の各号の規定を適用する。

1. 注文者は、少年に各暦年毎に有給休暇を与えなければならない。

2. 少年は、休暇給として、前年の五月一日から当年の四月三十一日までの期間（清算期間）に得た純労働報酬の一口の八を受け取るものとする。労働協約で、右と異なる清算期間を定めることができる。純労働報酬とは、雇費手当を除き、税金及び社

会保険料の控除前の労務報酬をいう。疑わしい場合には、報酬額収書の記載による。

3. 休暇は、年間に二十四日とする。清算期間中に少年が注文者により使用されなかった場合には、休暇を手えることを要しない。清算期間中における少年の使用が断続的又は不均等になされた場合には、少年が通常得た一日当り平均所得に前号に規定する休暇給を除して得た数に相当する日数の休暇を手えなければならぬ。

4. 少年が使用関係を離れた場合において、五月一日以後に高就したときは、前号によつて算定される休暇に附加して、少年が通常得た一日当り平均所得で五月一日以後高就の時までに得た純労務報酬の一〇〇分の八を除して得た数に相当する日数の休暇を少年に与えなければならない。この場合において休暇給の額は、五月一日以後高就の時までに得た純労務報酬の一〇〇分の八とする。

5. 休暇中は、少年に仕事を発注してはならない。

6. 休暇給は、注文者の共同責任、報酬保護及び報酬に関する報告義務に関する家内労働法第二一条第二項、オニニ条乃至オニ五条、オニ七条及びオニ八条にいう報酬と見做すべきの項に規定する休暇給より低額の休暇給を支拂われる場合には、家内労働法第二四条及びオニ五条を適用する。

7. この他、少年家内労働者の休暇については、オニ九条オニ一項、オニ二段、同条オニ三項、同条オニ四項オニ一段及び同条オニ五項の規定を適用する。

第三節 家庭 (Family household) に関する規定

オ二三条 適用範囲

この節の規定は、家庭において家事労働に使用される少年の労働時間及びこれを適用する。但し使用者の職業経営と結合している家庭において使用される場合に通常その職業経営のために労働が給付されることはオ四節の規定を適用する。

オ二四条 労働時間の上限

少年の一日の労働時間は八時間半を、一週間の労働時間は、四八時間を超えてはならない。

オ二五条 休憩

少年には、労働時間及び四時間半を超える場合においては、相当な時間の休憩を一回又は二回以上与えなければならない。休憩については、オ一四条オ一項オ二段乃至オ四段の規定を適用する。

オ二六条 午後之余暇

毎週、予め定められた一平日の一五時以後は、少年を労働から解放しなければならない。この余暇は、可能な限り、土曜日にこれを与えるものとする。

オ二七条 日曜日の休息

(1) 使用者の世帯の成員となつていない少年は、日曜日が法定の休日、これを扱

用してはならない。

(2) 世帯の成員となつてゐる少年は、日曜日及び法定の休日と日當の作業に限り、三時間以内、遅くとも十四時までは、これを使用することができる。かかる休日のうち、使用した休日の次の休日には、使用をせめなければならぬ。この休業日を前又は後の日曜日又は休日に変更することを協定することとできる。

オ二八条 その他の規定

その世帯の労働時間については、オ一三条、オ一五条、オ一六条オ一項及びオ一九条の規定を適用する。オ二〇条オ一項オ一段及び同条オ二項の規定は、これを準用する。

オ四節 農業に関する規定

オ二九条 適用範囲

この節の規定は、次の各号の経営又は家族において使用される少年の労働時間にこれを適用する。

1. 農林兼業を含む農業
2. 使用者の農業経営と結合してゐる家族であつて、通常その農業経営のために居る者が給付されるもの

3 内水における過熱

4. 一考及以前者に掲げる経営部門の附帯経営であつて、専ら主たる経営の需要を充たすために運営されるもの

ホ三の条 労働時間の限界

少年の労働時間は、一月一五日から四月一四日までの季節においては一日につき八時間を、且つ、連続する二週間については八四時間を、その他の季節においては、一日につき九時間を、且つ、連続する二週間については九六時間を超えてはならない。

ホ三の条 夜間休息

(1) 一日の労働が終了した後、少なくとも連続一時間の余暇を少年に与えなければならぬ。

(2) 余暇の中には、二時から六時までの時間が含まれていなければならない。少年搾乳者の場合には、この代りに、二時から五時までの時間が含まれておれば差支えない。

ホ三の条 日曜日前の早仕舞

上記日、一月二日及び一月二日一日には少年を一六時以後に使用してはならない。一四時から一六時までの間には、この時間においても自然必然的にしなければならない作業への使用に限り許される。

オ三三條 日曜日の休息

日曜日及び法定の休日には、日曜日及び休日においても自然必然的にしなければならない
あい作業に限り、これに、三時間以内、少年を使用することとできる、かかる休日の
うち使用した休日の次の休日には使用を止めなければならない。

オ三四條 その他の規定

その他少年の労働時間については、オ一三條、オ一四條オ一項、同条オ四項オ一段及
びオ一九條の規定を適用する。オ一一條、オ一二條、オ一八條オ五項、オ二〇條オ一
項オ一段及び同条オ二項の規定は、これを適用する。

オ五節 内水水運に関する規定

オ三五條 労働時間

(1) 船員（一八九八年五月一〇日の内水水運の私法的諸關係に関する法律——ドイツ
国法律公報三六九頁——一九三六年七月二九日の法律により改正——ドイツ国法律
公報オ一五八頁——のオ二一條）のうち内水水運に使用される少年並びに航海
リ（一八九五年六月一五日の航海しの私法的諸關係に関する法律——ドイツ国法律
公報三四一頁——のオ一七條）のうち航海しの適用される少年の労働時間について
は、オ一〇條オ一項、同条オ三項乃至オ五項、オ一二條、オ一三條、オ一四條オ一

日のみこれをごえはよい。これらの日には、当日中に少年が帰宅できるような適當な時刻に、しかも遅くとも一回時には、少年を労働から解放しなければならぬ。

6. 一暦年を通じて、日曜日及び法定の休日のうち一三日は少年を使用することから、且し、少年を使用した日曜日又は休日の各一日について、平日に全一日の余暇を少年に与えなければならぬ。右によつて暦年の四半期において与えるべき平日の余暇は、できるだけ一括してこれを与えるものとする。この場合においては、当該四半期の平均週間労働時間允許容許されている時間を超えない限り、差し支えない。

第四章 使用の禁止及び制限

第三七条 危険作業

(1) 少年の肉体的能力を超え、又は少年を風紀上の危険に曝すような作業に少年を従事させることは、これを禁止する。

(2) 連邦労働大臣は少年の生命、健康及び労働力を保護し並びにその風紀上の危険又は肉体的に過しくは精神的危害の阻害を防止するため、連邦参議院の同意を得て、法規命令で、生命、健康、又は風紀に對する危険を伴ふ一定種類の経営において

又は一定の作業に少年を使用することを禁止し又は制限する权限を有する。連邦の経営について特別の定めをする場合には、それについて連邦の閣僚大臣との協議を必要とし、敏業経営について特別の定めをする場合には、連邦経済大臣との協議を必要とする。その保護のために必要があると思はれるときは、禁止又は制限を拡大してこれを、一六才以上二一才未満の者にも及ぼすことができる。

(3) 前項の規定に基づいて終せられる規定とは別に、監督官庁は、一定の作業が生命健康若しくは風紀に対する危険を伴うか又は肉体的若しくは精神的発育を阻害する恐れのある場合には、一経営若しくは一経営部門のすべての少年、又は個々の少年をかかる作業に使用することを禁止し又は制限することのできる。

第三八条 出米高作業及び流れ作業

(1) 児童及び少年を次の各号の作業に使用することは、これを禁止する。

1. 出米高作業その他の他の作業であつて、作業速度を高めることによつて、より高い報酬が得られるもの

2. 所定の作業速度による流れ作業

(2) 監督官庁は、作業の性質及び作業速度が少年の健康又は肉体的若しくは精神的発育を阻害する恐れがないと認められる場合には、一六才以上の少年については、前項の規定の例外を許可することのできる。

オニ九条 一定の者による使用の禁止

(1) 公衆の知らない者は、児童及び少年を使用し、並びにオ一條にいう使用関係の範圍内において、児童及び少年を監督、指導し、又は児童及び少年の監督指導のために使用されることのできない。

次の各号に掲げる者について、同様である。

1. 刑法オ一〇九条九一ベルリン州においては、一九五三年三月六日のオニ次刑法改正法（連邦法律公報オ一部四二頁）により改正された一四一條による——オ一七〇条の、オ一七四条乃至オ一七八条、オ一八〇条乃至オ一八四条の、オニ二三条の又はこの法律のオニ六条オニ項による犯罪のために有罪の宣告を受け、判決の日から五年を経過してない者

2. 一九五三年六月九日の年少者に有害な文書の頒布に関する法律（連邦法律公報オ一部三七頁）のオニ一一条又は一九五七年七月二七日の法律により改正された（連邦法律公報オ一部一〇五八頁）公共の場所における年少者の保護に関する法律のオニ三條による犯罪のために二回以上有罪の宣告を受け、オニ四目の有罪判決の日から五年以上経過してない者。

(2) 州法によつて権限を有する官庁は、自己の使用、監督、若しくは指導に係る児童及び少年のために法律によつて自己に負わされている義務にほほは若しくは若し

く運搬した者又は道義的恩地から見て児童及び少年を使用し、監督し、若しくは指導するにその者な不適當と認められる事柄の存する者に対して、児童及び少年を使用すること及び才一条にいう使用関係の範囲内において児童及び少年を監督し、指導することを一時又は永久に禁止することができる。

才五章 使用者のその他の義務

才四〇条 健康及び労力の保持に対する配慮

- (1) 児童又は少年を使用する者は、機械、作業用具及び器具を含む作業場を設備し及び維持するに当り、並びに就業を規正するに當つては、児童及び少年の生命、健康及び風紀を保護するために必要なる予防手段及び措置を講じなければならない。

- (2) 連邦労働大臣は、児童及び少年の生命、健康及び風紀を保護するために、連邦参議院の同意を得て、本規命令で、前項の規定の施行に關し、一定の種類の仕事場において又は一定の作業について如何なる予防手段及び措置を講じなければならないかを定める取扱を有する。この法規命令の中には、生命、健康及び風紀を保護するための作業場における児童及び少年の行動に關する規定も置くことができる。連邦の経営について特別の定めをする場合には、それについて連邦の關係大臣との協議を必要とし、就業経営について特別の定めをする場合には、連邦經濟大臣との協議

を必要とする。

- (3) 前項の規定に基づいて発せられる規定とは別に、監督官庁は、個々の場合において、ホーシの規定の施行のために講じなければならぬ、予防手段及び措置を命ずることかてきる、命じた予防手段及び措置が生命及び健康をおびやかす急迫の危険を排除することを目的とするものでない限り、その実施について相当の猶予期間を認めなければならない。

ホーシ条 危険に関する教示

- (1) 児童又は少年を使用する者は、使用の開始前に使用中に生ずる恐れのある災害、及び健康上の危険、並びに、それらの危険防止のための設備及び措置についてこれに教示しなければならぬ。使用者は児童及び少年を、機械を用いる作業若しくは危険な職場での作業又は健康上危険な物質に接触する作業に初めて使用するに当つては、事前に、かかる作業に特有な危険並びにかかる作業の遂行に際し必要とする動作についてこれに教示しなければならない。

- (2) これらの教示は、適当な時の間隔をおいて、繰返さなければならない。

ホーシ条 家庭

- (1) 児童又は少年が使用者の家庭に収容されている場合には、使用者は、これに風紀上及び健康上の見地から見て申し分のない相当な居室、充分にして、健康的な食料

を提供するとも、疾病にかかった際には、社会保険運営主体（*Socialversicherungs-träger*）が給付をしない限りにおいて、使用関係の終了するまで、

六週間以内を限度として、必要な看護及び医療を給付しなければならない。

- (2) 運営官庁は、前項の規定の施行に関し、個々の場合において、居室、食事及び疾病にかかった際の看護用具の提供をしなければならない要件を指示することとなる。

第四三條 懲戒の禁止

- (1) 児童若しくは少年を使用し又は才一条にいう使用関係の範囲内においてこれを監督し若しくは指導する者は、児童又は少年に肉体的な懲戒を加えてはならない。

- (2) 児童又は少年を使用するものは、作業場及び自己の住居における他の被用者及び自己の家族の福祉員による肉体的懲戒、虐待及び風紀的害悪に対して児童又は少年を保護しなければならない。

第四四條 アルコール飲料及びタバコの供与の禁止

児童及び一六才未満の少年にはアルコール飲料及びタバコを、一六才以上の少年には火酒及び火酒を主成分とする嗜好品を与えてはならない。

第六章 健康管理

第四五條 医師の診断

(1) 少年の使用は、次の各号のすべてに該当する場合に限り、これを開始することか
てきる。

1. 当該少年が最近一ニカ月間以内の医師の診断を受けたことがあること

2. その医師の発給した診断書が当該少年を使用しようとする者に提出されている
こと

(2) 使用者は、使用オ一年を経過する前に、当該少年が再診を受けたことに関する医師
の診断書を提出させなければならない。

(3) 医師の診断の結果少年がその年齢に相応する発育状態以下にあることが判明した
とき、又はその他健康上の々陥若しくは障害が確認されるとき、又は当該診断の際
には当該業務の当該少年の健康若しくは発育に及ぼす影響が未だ予測できないとき
は、当該医師は、再診を受けるべきことを指示するものとする。

(4) オ一項の規定は少年に健康上の何等の不利を生ずる懼れのない軽易な作業への
些細な又は三月間以内の使用についてはこれを適用しない。

第四六条 診断の実施、診断書及び通知

(1) 医師の診断は、健康状態、発育状態及び体質にわたり、再診はそのほか当該業務
の当該少年の健康及び発育に及ぼす影響にあつて行われなければならない。

(2) 医師は、診断の結果を文書に認めなければならない。医師は、再診を指示したと

き（前条第三項）。又は特定の作業に従事することによつて当該少年の健康が害されたいと認めるときは、司医はその旨を記入しなければならない。

(3) 医師は当該少年の親又は後見人に、診断の結果の要點を文書で通知しなければならない。通知書には再診を要するとすればその旨の指示（前条第三項）及び作業でこれに従事することによつて当該少年の健康が害されていると認めたいものを記入しなければならない。

医師は、そのほか診断を行つたことに關する使用者向けの診断書を送給し、且つ、これに作業でこれに従事することによつて当該少年の健康が害されていると認めたいものを記入しなければならない。

第四七条 診断書の保管

(1) 使用者は、診断書を保管し、監督官庁並びに労働保険組合の要求があれば、これを呈示し又は送付して、その閲覧に供さなければならない。当該少年が再診期間へ四五条第一項乃至第三項の進行中に使用者を変更したときは、診断書は、新使用者の要求に基づき、且つ新使用者が費用を負担して、遅滞なくこれを新使用者に引渡さなければならない。

(2) 医師の診断書に、作業でこれに従事することによつて当該少年の健康が害されたいと医師の認めたもの（前条第三項）に關する記載があるとときは、当該少年をかかる作

業に使用してはならない。但し、監督官庁が、医師と協議の上、場合によつては一定の負担を課して、その使用を許可したときは、この限りでない。

第四八条 監督官庁の干渉

監督官庁は、少年に課された作業がその少年の健康を害する恐れありと認めるときは、その旨を人始保護権者 (*der Personensorgeberechtigte*) 及び使用者に通知し、且つ医師の診断を求めなければならぬ。

第四九条 診断のための余暇

使用者は、この章の規定による医師の診断に要する余暇を少年に与えなければならぬ。このために、報酬上の不利益を生ぜしめてはならない。

第五〇条 診断に要する経費

診断に要する経費は、当該州が、これを負担する。

第五一条 医師相互間の通報

(1) この章の規定により診断を行った医師は、人始保護権者が同意した場合に於ては、要請に基づき、次の者に於てして閲覧に供するため、診断の結果に關する記録を交付しなければならぬ。

1. 国の官報監督顧問医

2. この章の規定により少年を再診する医師

(2) 同様の事件の下に、保健所の医務官は、前項の規定にかかわらず、この章の規定により少年を診断する医師は、その少年の健康及び発育に関するその他の資料で自己の管轄にあるものを内容に見せる取服を有する。

第五二条 経過規定

(1) この章の規定は、この章の効力発生時に既に十六才に達している少年については、これを適用しない。その他の少年については、これらの若く、この章の効力発生時に既に適用されている場合においては、使用者の喪失のあつたときに限り、効力発生後当初の一年間この章の規定を適用する。

(2) 監査官は、この章の効力発生後当初の二年間においては、少年の健康上及び発育上支障がないと認める限り、この章の全規定又は個々の規定について例外を許可することができる。

第五三条 权限の委任

(1) 連邦労働大臣は、連邦参議院の同意を得て、法規命令で次の各号の定めをする权限を有する。但し、鉱業経営について特別の定めをする場合には、連邦経済大臣と協議することをする。

1. 均一で有効な健康管理を実現するために、医師の診断の実施並びに診断の所見の記録、診断書及び通知書の記載様式に關すること。

2. 健康上の危険を防止するため、一八才以上二一才未満の者で第一条の規定にいう使用関係にあるものも、予め医師の診断を受けるのでなければ、健康上危険な一定の種類の仕事において又は一定の作業に、これを使用し又は引き続き使用してはならぬということ、及びこの章の規定の全部又は一部をかなる医師の診断についても適用するということ

(2) 各州政府は、清算の簡素化のために法規命令で、現行手数料規則の範囲内において、医師の診断に要する経費に対する定額手数料を定めることのできる。

第七章 この法律の実施

第一节 揭示及び記載

第五十四条 法律の備え付け及び労働者間に関する揭示

少なくとも常時一人の少年を従事、短期見習、労働者、取組、実習生、又は新給見習として使用している者は、次の各号に掲げることをしなくてはならぬ。

1. 第五八条第二項に掲げる法規命令及び自己の経営部門以外の別種の経営部門に関する規定を除き、この法律及びこの法律に基づいて発せられた法規命令の写を経営上の見易い場所に備え付け又は揭示すること。

2. 少年の通算の一日の労働時間、休憩の開始時刻及び終了時刻に關する揭示を経営者の同意の場所以にかけらるること。

オ五五條 少年の名簿

使用者は氏名、生年月日、居住及び住居を記載した徒弟、短期見習、労働者、職員、実習生及び無給見習である少年の名簿を作成し、これに次の各号に掲げる事項を記入する義務を負う。

一、当該少年の使用開始の日附

二、与えた休暇

オ五六條 その他の名簿

徒弟、短期見習、労働者、職員、実習生又は無給見習として少年を使用する者は、オ一七條オ二項により土曜日の午後三時に並びにオ一八條オ二項四條オ三項及びオ三六條オ六号により日曜日及び休日を使用した少年の名簿を作成し、その各自について、オ一七條オ四項、オ一八條オ四項及びオ三六條オ六号によりその者と与えた余暇を記録する記入する義務を負う。

オ五七條 家庭及び職業経営に關する特別規定

(1) オ五四條乃至オ五六條に規定する揭示及び名簿に代えて、家庭において家事労働に使用される少年については、各少年毎に、名簿に次の各号に掲げる事項を記入し

なければならぬ。

1. 氏名、生年月日、居所及び住居

2. 使用開始の日付

3. 通常の一日の労働時間の開始時刻及び終了時刻

4. 与えられた休暇

(2) 前項の規定は、オニル条に掲げる種類の経営及び家庭であつて、常時五人以下の被用者を使用しているものについても適用する。

(3) 家庭において家事労働に少年を使用しようとする者は、使用開始に際し、その旨を監督官方に文書で届け出なければならぬ。

オ五八条 名録の閲覧、統一様式

(1) 要求に基づき、同条少年並びに従業員代表又は取組代表に、オ五五条、オ五六条、前条オ一項、及び同条オ二項に規定する名録を閲覧させなければならぬ。

(2) 各州政府は、法規命令で、一般的に又は個々の種類の経営、若しくは、作業について、名録の統一様式を規定し、オ五五条及びオ五六条の規定による名録相互間の統合又はこれらの名録とオ五四条オ二号の規定による揭示との統合を命ずることができる。各州政府は、名録に代えて、カード式目録を作成すること及び賃金帳録又は賃金カードに記入をなすことを認めることができる。

才五九条 報告、名簿の呈示

(1) 使用者は、監督官庁の要求に応じ、次の各号のことをしなければならない義務を負う。

1. 当該官庁の任務を遂行上必要な申告を與え且つ完全に行うこと。

2. 才五五条乃至才五七条に規定する名簿、11年の氏名、業務の種類及び就業時間並びに賃金又は俸給の支払を明らかにした証拠書類、その他前号の規定によりなされるべき申告に関連する一切の証拠書類を呈示又は送付して閲覧に供すること。
(2) 名簿及び証拠書類は、最後の記入の時以後少くとも二年間、これを添替することをする。

才二節 監督

才六〇条 監督官庁

(1) この法律の規定及びこの法律に基づいて科せられる規定の実施に関する監督は、各州政府の指定する官庁（監督官庁）の職務とする。

各州政府は、家底における使用について適用される規定の実施に関する監督を、法規命令で臨時の検査に限定することとできる。

(2) 監督官庁は、營業法才一三九条の規定により同条に轉げる特別の官吏が府する

と同様の权限及び職務を有する。住居不可侵の基本权（基本法第一条三條）は、その限りにおいて制限される。

第六条 監督官庁による年少者の運行

第七条、第三条、第三条九條、第四条に反して又は第三条に基づく規定及び命令に反して児童又は少年の使用されている場合には、監督官庁は、州法の規定により当該児童又は少年を強制的に連れ去ることのできる。

人身の自由に関する基本权（基本法第二条二項、第二条）及び住居不可侵の基本权（基本法第一条三條）は、その限りにおいて制限される。

第六条 公益上の事由による除外例

州政府の指定する官庁は、公益上緊急の必要があるときは、この法律が認めているよりも底限なるこの法律の規定に対する除外例を許可することのできる。但し、第一条及第三条の規定については、この限りでない。

第六条 除外例の許可

(1) 除外例で官庁が、この法律又はこの法律に基づく規定に於てこれを許可する权限を有するものには、期限を付さなければならず、又これに負担を課し、及び条件を付することのできる。除外例は、何時でも、これを取消することのできる。

(2) 除外例は、個々の被用者、個々の経営又は個々の経営部門に限り、これを許可することのみできる。

(3) 経営又は営業部門について除外例を許可された場合には、当該被用者は経営内又は経営部門内の見易い場所に、除外例に関する掲示をしなければならぬ。

才三節 年少労働保護委員会

第六四条 委員会の設置

(1) 州政府の指定する最高州政府に年少労働保護委員会を置く。委員会の長は、最高州政府がこれを指名する。

(2) 委員会は、少くとも次の各号に掲げる者をその構成員としなければならぬ。

1. 三名乃至五名の被用者代表及び同数の被用者代表、これらの者は、州内の有力な被用者団体及び労働組合がこれを推せんし、委員長がこれを任命する。

2. 州労働局、州青少年局及び州の保健主務官庁の代表それぞれ一名。

3. 医師一名、実業補習学校教師一名及び州青少年団体の代表一名、これらの者は、委員長がこれを任命する。

(3) 委員長は、なお多数の委員を任命することからできる。但し少くとも二名の委員は婦人でなければならぬ。

才六五条 委員会の仕事

1. 委員会は、この法律の意味及び内容に關して啓蒙する。
2. 廣州市官庁は、特に重要なる事項については、委員会に意見を述べ、意見を採るものとする。

才八章 犯罪及び秩序違反

才六六条 犯罪

- (1) 故意に次の各号に掲げる規定に違反した使用者は、一年以下の懲役若しくは罰金に処し、又はこれを併科する。

1. 児童の使用に關する才七条 才八条才二項 才九条才一項又は同条才二項の規定

2. 危険作業に關する才三七条才一項の規定又は出稼商作業及びそれ作業に關する才三八条才一項の規定、

3. 才三七条才二項中一段又は才三段に基いて定められた規定へ違反し、その規定が同様の刑を規定している場合に限る。

- (2) 前項の各号の一に該当する違反行為により児童少年の、又は前項才三号に該当する違反行為により二才未満の者の労働力又は健康を不当に害し、若しくは若しくは、

三カ月以上の軽懲役に処する。

(3) 過失によりオ一項に掲げる違反行為を犯した者は、罰金に処する。

オ六七条 秩序違反及び犯罪

(1) 故意又は過失によつて次の各号に掲げる規定又は命令に違反した者は、懲戒処分とす。

ノ 労働時間の限りに関するオ五条オ一項、オ十条オ一項、オ十三条オ一項オ二段又はオ十三段の規定、集業補習学校に關するオ十三条に關するオ一六条オ一項乃至オ四項の規定、その他の余暇に關するオ一六条オ五項オ四段、オ一七条オ四項又はオ一八條オ四段の規定、日曜日の休息に關するオ一八条オ一項又は同条オ二項オ三段の規定又は時間外労働の禁止に關するオ二〇条オ一項オ一段の規定。

ハ 休暇に關するオ一九条オ一項オ一段、同条オ二項オ一段乃至オ三段、同条オ四項オ二段、オ三段、オニ二条オ一項、同条オ三号オ一段、オ三段、同条オ四号オ一段、又は同条オ五号の規定（但し、これらの規定が報酬に關聯しない場合に限り。）

三 家庭における労働時間に関するオ二四条の規定、休憩に關するオ二五条の規定

午後の余暇に関するオニ六条オ一段の規定又は日曜日、日の休息に関するオニ七条オ一段、同条オ二項オ一段若しくはオニ段の規定

4. 職業における労働時間に関するオ三の条の規定、夜間休息に関するオ三一条の規定、日曜日前の早仕舞に関するオ三二条の規定、又は日曜日、日の休息に関するオ

三三条の規定、

5. 肉水水煙における労働時間の限、一日の余暇、日曜日前の早仕舞及びその他の余暇に関するオ三六条オ一号、オ三号、オ五号オ二款、又はオ六条オ二段の規定、

6. 児童及び少年に対するアルコール飲料及びタバコの禁止に関するオ、四四条の規定

定

7. オ八条オ三項オ二款、オ一四条オ四項オ二款、オ三七条オ二項又はオ四二条オ二項による監督官庁の命令、

(2)

故意に秩序違反を犯した場合は、五〇〇ロッドイスマルク以下の罰料に、過失により

秩序違反を犯した場合は、一〇〇ロッドイスマルク以下の罰料に処することとせざる

(3)

故意にオ一項の各号の二に該当する行為を犯して、児童又は少年の労働力又は健

康を危うくした者は、一年以下の懲役若しくは罰金に処し、又はこれを併科する

故意に罰金のために力なる行為を犯し、又は監督官庁により二回以上文書で、かか

る行為を止めるよう警告されたにもかかわらず、これを反復した者も同様とする。
4. 前項第一款の場合において、過失によりその危険を起した者は、三月以下の経
過後又は罰金に処する。

第六八条 秩序違反

(1) 故意又は過失によつて次の各号に掲げる規定又は命令を違反した使用者は秩序違
反とする。

1. 児童の使用開始に関する第六条第四項第二款の規定
2. 休憩室及び休憩中の執業に関する第十一條第一款又は第三款の規定
3. 緊急の場合の場合の届出に関する第十二條第一款第二款の規定
4. 危険の指示に関する第十四條第一款の規定
5. 医師の診断に関する第十五條第一款若しくは同條第二款の規定、医師の診断書
の添付及び引渡し並びに使用に関する第十四條の規定又は余款に関する第十四條
の第一款の規定

6. 指示、補正付け、名証及び届出に関する第十五條乃至第十七條若しくは第十八條

若しくは三項の規定、又は名証の隠蔽、添付及び呈示並びに報告に関する第十八條若

しくは第十九條の規定

7. 第十四條若しくは第十五條第一款若しくは第二款又は第十八條若しくは第十九條

段に達して發せられた規定へ但し、その規定は過料を明定している場合に限る。

オ 第四〇条オ三項オ一段の規定による監督官庁の命令又は

九、オ三七条オ二項オ一段若しくはオ三三條、オ四〇条オ二項オ一段の前半、オ五三

条又はオ五八条オ二項の規定により発せられた法規に基づいて所轄庁によつてなされた命令（但し、その命令違反の場合について、当該法規が過料を明定している場合に限る）。

(2) 故意又は過失によつて次の各号に掲げる規定又は命令に違反した者は、秩序違反

とする。

一、一定の者による使用、監督及び指導に同するオ三九条オ一項の規定

二、オ三九条オ二項の規定による所轄庁の禁止

(3) 故に秩序違反を犯した場合は、一〇〇ロドイフ・マルク以下の過料に、過失により

秩序違反を犯した場合は、五〇ロドイフ・マルク以下の過料に処することゝする。

オ六九条 代表者及び受任者の犯罪及び秩序違反

一、オ六六条、オ六七条オ三項及び同条オ四項に関する刑の定め並びにオ六七条オ一

項及びオ六八条に関する過料の定めは、使用者の法定代理人並に人的会社及び法人であつて、児童又は少年を使用しているものの代表者を有する社員及び法定代表者を有する機関の構成員についても、これを適用する。

(2) 使用者がこの法律又はこの法律に基づいて命ぜられた規定によつて課された義務の遂行を自己の経営の従業員に明示的に委任した場合において、当該従業員が、才六条乃至六八条に掲げる規定又は命令に違反したときは、当該従業員を刑罰又は過料に処する。

(3) 前項の意図における受任者がこの法律の規定による刑罰又は過料に当たる行為を犯した場合において経営主又は、その法定代表権者か受任者の選任に關する注意義務又は一般的監督義務を怠つたことについて少くとも過失があり、かつ違反かかゝる懈怠に基づくとときは、経営主に対し、又は経営主か法人若しくは商法上の人的会社である場合は、その法人若しくはその人的会社に対して、過料を科することとなる。才六六条、才六七条才三項及び同条才四項の場合には、過料の額は、五〇〇〇トイフマルクを超えてはならない。才六七条才一項及び才六八条の場合の過料は、過失による違反行為について定められた過料を超えてはならない。

才七〇条 概 急 血族關係にある児童及び少年
この法律にいう血族關係にある児童及び少年とは、児童及び少年であつて、次の各号の一に該当するものをいう。

1. その児童又は少年の人格を保護する権利を有する親の一方に使用されているもの
2. その児童又は少年と三親等内の血族關係にある後見人に使用されているもの

才七一条 除外例

(1) 血族関係にある児童及び少年を使用する場合には、才一二条、才一三条才三項、才一八条才五項、才一九条才六項、才二〇条才二項才二段、才二九条、才四二条、才四三条才一項、才四四条、才五四条乃至才五八条及び才六六条乃至才六九条の規定は、これを適用しない。

(2) 一二才以上の血族関係にある児童は、使用が臨時적이又は極く短時間であり、かつその作業が児童に直しているものである場合においては、これを軽作業に使用することゝできる。才八条に掲げる行事における使用については、專ら才八条の定めるところによる。

(3) この法律又はこの法律に基づいて発せられた法規命令の規定に対する重大な違反があつて、血族関係にある児童又は少年に対して犯されたものなかつた場合には、監督官庁はその親戚連ちにこれを年少福祉事務所に通報するものとする。警察上又は行政上の強制手段は、血族関係にある児童及び少年の使用に關してはこれを行はしてはならない。

(1)

一九五二年一月二十四日の女性保護法（連邦法律公報第一〇六九頁）オ八条オ二項を次のように改める。

「b 一ハオ未満の婦人により一日につき八時間、二時間につきハ〇時間を超えて行われるもの」

(2)

一九三八年四月三〇日の年少者保護法（ドイツ国法律公報第一〇四三頁）オ三の条オ九項オ四号により改正された一九五六年六月二九日のドイツ国法律公報第一〇五二頁）オ一三條並條における労働時間に関する法律（ドイツ国法律公報第一〇五二頁）オ一三條オ三項を次のように改める。

「(3) オ一條に掲げる経営における児童及び一ハオ未満の少年の使用については
一九六〇年八月九日の年少者保護法（連邦法律公報第一〇六六五頁）の規定を適用する」

(3)

一九五七年九月一八日改正の連邦官吏法（連邦法律公報第一〇一三三八頁）オ八の条中の最終ペリオドをコンマにかえ、次の一号を加える。

「(3) 一ハオ未満の官吏に一九六〇年八月九日の年少者保護法（連邦法律公報

第一〇六六五頁）の規定を。」

オ七三條 各州の休暇規則

略

オ七四条 ベルリンにおける適用

略

オ七五条 サール州に對する特別規定

略

オ七八条 施行、法規の廃止

(1) この法律は一九二〇年一月一日から、但し、オ四五条乃至五三條の規定は一九八一
年一月一日から、これを施行する。

(2) 既に失効してゐるものを除き次の各号に掲げる法規は一九二〇年一月一日から
その効力を失う。

1. 一九一八年四月三〇日の年少者保護法（ドイツ國法律公報第一號四三七頁）。

但し同法オ二〇條オ一項の規定に基いて廃せられた使用の禁止及び制限の実
施に役立つ限りにおいて同法オ二四條オ一項、同法オ二二項、同法オ四項、同
法オ五項及びオ二六條を除く。

2. 一九一八年一月二二日の年少者保護法施行規則（ドイツ國法律公報オ一第
一七七七頁）。但し、同規則オ五二号の規定を除く。また年少者保護法オ二
〇條オ一項の規定に基いて廃せられた使用の禁止及び制限の実施に必要に依り
において、オ六六号及びオ六七号の規定を除く。

3. 一九三九年六月十五日の年少者休暇令（ドイツ国法律公報第一節一〇二九頁）
 4. 一九三九年一月二十日の就業経営における年少者の休日等に関する命令（ドイツ国法律公報第一節九七頁）

5. 就業法第一〇六条及び第一〇七条

6. 略

7. 略

8. 略

9. 略

10. 略

11. 略

12. 略

(3) 略

(4) 一九四四年八月五日の私的経営における労働能力及び短期雇用の報酬に関する規則（ドイツ国労働官報第一節二八九頁）及び改正された一九四三年二月二

五日の私的経営における徒弟及び短期雇習に対する教育手当その他の給付の統一に関する規則（ドイツ国労働官報、第一節一六四頁）が三條の規定及び各州におけるこれに準ずる規定は、一九四〇年一月一日以降少年に於て、これを適用しない。

(5)

年少者保護法オニ各オ一項又は營業法オニ各条ロの規定に基づいて発せられた規定は、影響を受けない。これらの規定は、オニ七条バニ項及びオ四〇条オニ項の委任に基づく規定によつて、これを改廃するニシテさる。

(6)

オニ二項乃至オ四項の規定により効力を失う規定を指摘したものは、この法律又は、この法律に基づいて発せられる法規命令の相当規定を指摘したものとみなす。

